

平成音楽大学学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本学は平成音楽大学と称する。

(目 的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探求と技術の錬磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(学部及び学科)

第3条の2 本学に音楽学部を置く。音楽学部の目的は、第2条と同じである。

2 音楽学部には音楽学科及びこども学科を置く。

3 前項各学科の目的は、次のとおりとする。

(1) 音楽学科は音楽芸術の学修を通じて情操を高め、「豊かな感受性」と「和の心」を涵養し、「想像力」と「健全な身体」を養生すると共に、本学が音楽文化の発信地となることを目指す。

(2) こども学科、乳幼児期に音楽が与える感性、美的情操や心理的情緒等の効用につき専門的に教育・研究し、保育所や幼稚園等に於いて適宜、適切に音楽を提示できる保育士、幼稚園教諭を育成する。

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本学の音楽学部各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

音楽学科	入学定員50名	収容定員200名
------	---------	----------

こども学科	入学定員30名	収容定員120名
-------	---------	----------

(修業年限及び在学年数)

第5条 本学の修業年限は4年とする。4年を超えて在学する場合は、8年を年限とし、それを超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。なお、長期履修学生として認められた学生は、8年を超えて12年まで在学することができる。

3 前項の長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(3つのポリシー)

第5条の2 本学の、卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を別表4、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）を別表5、並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）を別表6に定める。

(学修成果の評価の方針)

第5条の3 本学の学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）を別表7に定める。

第2章 学年、学期および休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて次の 2 期とする。

- | | |
|----|-------------------------|
| 前期 | 4 月 1 日から 9 月 20 日まで |
| 後期 | 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで |

(休業日)

第 8 条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 (11月 1 日)
- (4) 夏期休業日 (8月 11 日から 9 月 30 日まで)
- (5) 冬期休業日 (12月 24 日から翌年 1 月 10 日まで)
- (6) 春期休業日 (3月 21 日から 4 月 8 日まで)

2 前項の規定にかかわらず学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 3 章 入学、退学、休学、復学及び編入学等

(入学期)

第 9 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、学年の途中で入学させることが適当であると認めた場合は、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 10 条 本学への入学資格は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 相当の年齢に達し、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 11 条 入学希望者は必要書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者選考)

第 12 条 入学志願者に対しては試験を行い、選考の上合格者を決定する。

(入学手続及び連帯保証人)

第 13 条 試験に合格した者は誓約書に連帯保証人連署の上、必要書類を整え入学手続きをしなければならない。

- (1) 連帯保証人は 1 名とし、親権者もしくは後見人とし、在学中の一切の行為及び学納金その他の費用の納入等についての責任を連帯して負うこととする。極度額は「授業料その他納入金等に関する規程」の第 5 条第 2 項に規定する額の在学年数分とする。

(2) 前項の手続きを所定の期日までに完了しない者は合格を取消すことがある。

(入学許可)

第 14 条 前条の手続きを完了した者に対して学長は入学を許可する。

(休学、復学)

第 15 条 学生が疾病その他の事情により 2 ヶ月以上就学の見込みがなく休学を希望するときは、医師の診断書又はその理由を付し、連帯保証人連署の上で願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間を終了した場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第 16 条 休学期間は 1 年を超えてはならない。但し特別の事情がある場合は願い出により更に 1 年以内に限り期間を延長することができる。休学の期間は通算して 2 年を越えることができない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

(退学)

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため退学しようとするときは、その理由を詳記して連帯保証人連署の上で願い出て学長の許可を受けなければならない。

(編入学)

第 18 条 次の各号の 1 に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者

(5) 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得し、願いにより退学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱、並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第 19 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 5 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 16 条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り督促してなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡の届け出があった者

第 4 章 授業科目および履修方法並びに課程の修了、卒業

(授業科目)

第 21 条 授業科目は体系的に基礎科目、展開科目及び発展・応用科目に分け開設し、各年次に配当して所定の単位を履修するものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 22 条 授業科目は次の表のとおりとする。

(1) 音楽学科

○は学部共通科目

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
基礎科目群	教養領域	フレッシュマンゼミ ○	1		精神保健学		2
		豊かな言葉 I ○		2	医学概論 ○		2
		豊かな言葉 II ○		2	健康科学 ○		2
		教育学 I ○		2	体育実技 I ○	1	
		教育学 II ○		2	体育実技 II ○	1	
		法学（日本国憲法） ○		2	英語		2
		教職概論		2	英語コミュニケーション		2
		教育原理		2	ドイツ語 I ○		2
		教育心理学		2	ドイツ語 II ○		2
		発達心理学		2	イタリア語		2
		音楽心理学 ○		2	日本語講座 I		2
		こども家庭福祉 ○		2	日本語講座 II		2
		社会福祉論 ○		2	日本語講座 III		2
		情報演習 I ○		2	日本語講座 IV		2
	情報演習 II ○		2				
	音楽領域	声楽実技研究 I		2	合奏 II		2
		声楽実技研究 II		2	演奏実技 I		1
		器楽実技研究 I		2	演奏実技 II		1
		器楽実技研究 II		2	リトミック I ○		1
		創作応用演習 I		2	リトミック II ○		1
		創作応用演習 II		2	音楽理論 I	2	
		サウンドデザイン I		2	音楽理論 II	2	
		サウンドデザイン II		2	音楽史 I（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		2
		音楽教育演習 I		2	音楽史 II（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		2
		音楽教育演習 II		2	ソルフェージュ I	2	
		音楽療法演習 I		2	ソルフェージュ II	2	
		ピアノ I		1	アートマネージメント I		2
		ピアノ II		1	アートマネージメント II		2
		声楽 I		1	ノーテーション(楽譜浄書)		2
		声楽 II		1			
		合唱 I ○	2		ミュージカル研究		2
		合唱 II ○	2		メディアデザイン I		2
		合奏 I		2	メディアデザイン II		2
文化芸術論 I ○		1					
小計 (A)						16	104

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
展開科目群	領域 教養	教育相談		1	道徳教育の理論と方法		2
		キャリア教育の理論と方法		1			
	音楽領域	声楽実技研究Ⅲ		2	アートマネジメントⅣ		2
		声楽実技研究Ⅳ		2	和声学Ⅰ	2	
		器楽実技研究Ⅲ		2	(キーボードハーモニー含む)		
		器楽実技研究Ⅳ		2	和声学Ⅱ	2	
		創作応用演習Ⅲ		2	(キーボードハーモニー含む)		
		創作応用演習Ⅳ		2	和声学Ⅲ		2
		サウンドデザインⅢ		2	(キーボードハーモニー含む)		
		サウンドデザインⅣ		2	和声学Ⅳ		2
		音楽教育演習Ⅲ		2	(キーボードハーモニー含む)		
		音楽教育演習Ⅳ		2	ソルフェージュⅢ		2
		音楽療法演習Ⅲ		2	ソルフェージュⅣ		2
		音楽療法演習Ⅳ		2	ソルフェージュⅤ		2
		ピアノⅢ		1	ソルフェージュⅥ		2
		ピアノⅣ		1	マーチング指導法 ○		1
		声楽Ⅲ		1	弾き歌いⅠ		1
		声楽Ⅳ		1	弾き歌いⅡ		1
		演奏実技Ⅲ		1	日本の伝統音楽Ⅰ(日本の伝統的な歌唱を含む。)		2
		演奏実技Ⅳ		1			
		伴奏法Ⅰ		2	日本の伝統音楽Ⅱ(和楽器を含む。)		2
		伴奏法Ⅱ		2			
		合唱Ⅲ ○		2	ポピュラー音楽研究		2
		合唱Ⅳ ○		2	音楽ビジネス論		2
		合奏Ⅲ		2	音楽科教育法Ⅰ		2
	合奏Ⅳ		2	音楽科教育法Ⅱ		2	
	アートマネジメントⅢ		2				
		文化芸術論Ⅱ ○	1		文化芸術論Ⅲ ○	1	
小計(B)						6	77

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
発展・応用科目群	音楽領域	声楽実技研究Ⅴ		2	器楽実技研究Ⅶ		2
		声楽実技研究Ⅵ		2	器楽実技研究Ⅷ		2
		声楽実技研究Ⅶ		2	創作応用演習Ⅴ		2
		声楽実技研究Ⅷ		2	創作応用演習Ⅵ		2
		器楽実技研究Ⅴ		2	創作応用演習Ⅶ		2
		器楽実技研究Ⅵ		2	創作応用演習Ⅷ		2

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
発展・応用科目群	音楽領域	サウンドデザインV		2	合唱Ⅶ ○		2
		サウンドデザインⅥ		2	合唱Ⅷ ○		2
		サウンドデザインⅦ		2	合奏Ⅴ		2
		サウンドデザインⅧ		2	合奏Ⅵ		2
		音楽教育演習Ⅴ		2	合奏Ⅶ		2
		音楽教育演習Ⅵ		2	合奏Ⅷ		2
		音楽教育演習Ⅶ		2	アンサンブルⅠ		2
		音楽教育演習Ⅷ		2	アンサンブルⅡ		2
		音楽療法演習Ⅴ		2	アンサンブルⅢ		2
		音楽療法演習Ⅵ		2	アンサンブルⅣ		2
		音楽療法演習Ⅶ		2	指揮法 ○		2
		音楽療法演習Ⅷ		2	作曲法（編曲法含む） ○		2
		声楽Ⅴ		1	管弦楽法		2
		声楽Ⅵ		1	西洋音楽史Ⅰ		2
		ピアノⅤ		1	西洋音楽史Ⅱ		2
		ピアノⅥ		1	音楽科の授業設計と指導法Ⅰ		2
		ピアノⅦ		1	音楽科の授業設計と指導法Ⅱ		2
		ピアノⅧ		1	オペラ研究Ⅰ		2
		演奏実技Ⅴ		1	オペラ研究Ⅱ		2
		演奏実技Ⅵ		1	歌曲研究Ⅰ		2
		演奏実技Ⅶ		1	歌曲研究Ⅱ		2
		演奏実技Ⅷ		1	伴奏法Ⅲ		2
		合唱Ⅴ ○		2	伴奏法Ⅳ		2
合唱Ⅵ ○		2	対位法		2		
		文化芸術論Ⅳ ○	1				
		卒業研究	4				
小計（C）						5	110
合計（A+B+C）						27	291

(2) こども学科

○は学部共通科目

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
基礎科目群	教養領域	フレッシュマンゼミ ○	1		豊かな言葉Ⅰ ○		2
		法学（日本国憲法） ○		2	豊かな言葉Ⅱ ○		2
		社会福祉論 ○		2	教育学Ⅰ ○		2
		医学概論 ○		2	教育学Ⅱ ○		2
		健康科学 ○		2	情報演習Ⅰ ○		2

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択		必修	選択	
基礎科目群	教養領域	情報演習Ⅱ ○		2	ドイツ語Ⅱ ○		2	
		音楽心理学 ○		2	保健体育理論		1	
		英語コミュニケーション		2	体育実技Ⅰ ○	1		
		英語		2	体育実技Ⅱ ○	1		
		ドイツ語Ⅰ ○		2				
	音楽領域	ピアノⅠ	1		リトミックⅠ ○		1	
		ピアノⅡ	1		リトミックⅡ ○		1	
		声楽Ⅰ	1		幼児の音楽あそび	2		
		声楽Ⅱ	1		幼児の音楽指導法	2		
		合唱Ⅰ ○		2	音楽基礎演習		2	
		合唱Ⅱ ○		2				
	教育領域 保育・	教育原理		2	社会的養護Ⅰ		2	
		保育原理		2	保育者論		2	
		発達心理学		2	こどもの保健		2	
		教育心理学		2	国語表現法		2	
		保育内容総論		2	基礎美術		1	
		文化芸術論Ⅰ ○	1					
	小計 (D)						12	58

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
展開科目群	音楽領域	ピアノⅢ	1		幼児合奏指導Ⅱ		2
		ピアノⅣ	1		幼児合奏指導Ⅲ		2
		合唱Ⅲ ○		2	幼児合奏指導Ⅳ		2
		合唱Ⅳ ○		2	ハーモニーⅠ		2
		幼児合奏指導Ⅰ		2	マーチング指導法 ○		1
	保育・教育領域	教職概論		2	保育内容 (言葉)		2
		こども家庭福祉 ○		2	保育内容 (表現)	2	
		こども家庭支援論		2	表現技術	2	
		こども家庭支援の心理学		2	乳児保育Ⅰ		2
		こどもの健康と安全		1	乳児保育Ⅱ		1
		こどもの食と栄養		2	特別支援教育論		1
		保育内容 (健康)		2	保育の心理学		2
		保育内容 (人間関係)		1	こどもの理解と援助		1
		保育内容 (環境)		1	生活科論		2
		文化芸術論Ⅱ ○	1		文化芸術論Ⅲ ○	1	
小計 (E)						8	41

科目群	領域	授業科目の名称	単位数		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択		必修	選択
発展・ 応用科目群	音楽領域	ピアノⅤ(弾き歌い含む)	1		合唱Ⅶ ○		2
		ピアノⅥ(弾き歌い含む)	1		合唱Ⅷ ○		2
		ピアノⅦ(弾き歌い含む)		1	指揮法 ○		2
		ピアノⅧ(弾き歌い含む)		1	作曲法(編曲法含む) ○		2
		合唱Ⅴ ○		2	ハーモニーⅡ		2
		合唱Ⅵ ○		2			
	保育・ 教育領域	教育制度論		2	保育実践演習		2
		障害児保育		2	保育実習指導Ⅰ		2
		社会的養護Ⅱ		1	保育実習ⅠA		2
		教育方法論		2	保育実習ⅠB		2
		教育課程総論		2	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1
		保育の計画と評価		2	保育実習指導Ⅲ(施設)		1
		こどものあそび演習		2	保育実習Ⅱ(保育所)		2
		教育相談		1	保育実習Ⅲ(施設)		2
		幼児理解の理論と方法		1	保育・教職実践演習(幼稚園)		2
		子育て支援		1	幼稚園教育実習指導		1
		こどもの体育Ⅰ		1	幼稚園実習Ⅰ		2
		こどもの体育Ⅱ		1	幼稚園実習Ⅱ		2
		造形表現		2			
		文化芸術論Ⅳ ○	1				
卒業研究	4						
小計(F)						7	57
合計(D+E+F)						27	156

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(単位の基準)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業研究については、その成果を評価して4単位を与える。

(卒業単位)

第 25 条 本学音楽学部を卒業するには本学に4年以上在学し、第22条に定める授業科目のうち、基礎科目、展開科目及び発展・応用科目の中から必修科目を含め、合計124単位以上を取得しなければならない。

(単位の認定)

第 26 条 単位取得の認定は当該授業への出席の状況及び試験の結果に基づき、100点満点として60点以上を合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲内で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 29 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲内で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(卒業の認定及び学位)

第 30 条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して学士(音楽)の学位を授与する。

(卒業の時期)

第 30 条の2 卒業の時期は学年末とする。ただし、学年の途中で入学した者又は在学期間が4年を超えて卒業することとなる者にあつては、前期の末とすることができる。

(教育職員免許の取得)

第 31 条 教育職員免許状を得ようとする者は、第25条に規定する単位のほか、第22条の科目及び本学の定める教職課程の授業科目(別表1)について、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

(音楽療法士資格)

第 32 条 音楽療法士の資格を得ようとする者は、第4章各条によるほか、本学において定める音楽療法士養成課程(別表2、3)の単位を修得しなければならない。

(保育士資格)

第 33 条 保育士資格を得ようとする者は、第4章各条によるほか、児童福祉法施行規則にもとづき、本学において定める保育士養成課程の単位を修得しなければならない。

(免許状又は資格及び履修学科)

第 34 条 第31条、第32条、第33条に規定する単位を修得することによって得られる、各学科の免許状・資格は次のとおりとする。

- (1) 音楽学科 高等学校教諭一種免許状(音楽)
中学校教諭 一種免許状(音楽)

- 音楽療法士（1種）資格
 音楽療法士（2種）資格
 (2) こども学科 幼稚園教諭一種免許状
 保育士資格
 音楽療法士（2種）資格

第5章 音楽専攻科

(設置)

第35条 本学に音楽専攻科を置く。

(目的)

第36条 音楽専攻科は音楽の専門的な研究錬磨を深め、音楽技術についての職業的能力を一層高度に進展させることを目的とする。

(専攻及び定員)

第37条 音楽専攻科の専攻及び定員は次のとおりとする。

音楽専攻 10名

(入学資格)

第38条 音楽専攻科音楽専攻の入学資格は次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 音楽の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(修業年限)

第39条 音楽専攻科の修業年限は1年とする。ただし、在学年数は2年を越えてはならない。

(授業科目)

第40条 音楽専攻科音楽専攻の授業科目は次の表のとおりとする。

授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
音楽実技研究Ⅰ	4		合奏研究Ⅰ		2
音楽実技研究Ⅱ	4		合奏研究Ⅱ		2
音楽演習研究Ⅰ	4		伴奏法研究Ⅰ		2
音楽演習研究Ⅱ	4		伴奏法研究Ⅱ		2
オペラ研究Ⅲ		2	音楽史特殊講義Ⅰ		2
オペラ研究Ⅳ		2	音楽史特殊講義Ⅱ		2
ピアノ実技Ⅰ		2	演奏解釈Ⅰ		2
ピアノ実技Ⅱ		2	演奏解釈Ⅱ		2
声楽実技Ⅰ		2	作品研究Ⅰ		2
声楽実技Ⅱ		2	作品研究Ⅱ		2
器楽実技Ⅰ		2	歌曲研究Ⅲ		2
器楽実技Ⅱ		2	歌曲研究Ⅳ		2
アンサンブル研究Ⅰ		2	教育課題研究Ⅰ		2
アンサンブル研究Ⅱ		2	教育課題研究Ⅱ		2
合唱研究Ⅰ		2	文化芸術論	1	
合唱研究Ⅱ		2	修了研究	8	
合 計				8	70

(修了の認定)

第 41 条 音楽専攻科の修了認定は、所定の期間在学し第40条に定める授業科目の中から30単位以上を修得した者には修了証書を授与する。

(資格の種類)

第 42 条 高等学校教諭一種免許状(音楽)、中学校教諭一種免許状(音楽)を取得している者は、所定の単位を修得すれば次の教員免許状を得ることができる。

高等学校教諭専修免許状(音楽)

中学校教諭 専修免許状(音楽)

(準用)

第 43 条 音楽専攻科に関する規定は第5章に定めるほか、この学則を準用する。

第6章 科目等履修生・特別聴講生及び委託生

(科目等履修生)

第 44 条 本学所定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修を願い出た者があるときは、学力を選考した上、本学学生の履修に支障のない限り科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第 45 条 他の大学で本学の所定の授業科目を履修する志願者があるときは、当該大学との協議に基づき、本学の特別聴講生として聴講を許可することができる。

(委託生)

第 46 条 公共機関その他から一定期間修業科目を定め入学の願出があったときは、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(規程)

第 47 条 科目等履修生・特別聴講生及び委託生に関する規程は別に定める。

第7章 留学生

(留学生)

第 48 条 本学に入学を希望する外国人に対しては、身元保証人があるときは選考のうえで留学生として入学を許可する。

(留学生細則)

第 49 条 留学生に関する細則は別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第 50 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第 51 条 本学の学則及び規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改悛の見込みがない者

(2) 学力劣等で成業の見込みがない者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する手続きについては別に定める。

第9章 学納金

(学納金)

第 52 条 学納金その他納入金等については、「授業料その他納入金等に関する規程」に定める。

第 53 条 (削除)

第 53 条の 2 (削除)

第 54 条 (削除)

第10章 教職員組織

(職 位)

第 55 条 本学に学長、副学長、学部長、図書館長、学科長及び専攻科長等の必要な職位を置き、教員をもって充てる。

2 学長は、本学のすべての校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときはその職務を代行する。

4 学部長以下の各職位は、それぞれの部門に関する校務をつかさどる。

(職 階)

第 55 条の 2 本学の教員は、教授、准教授、講師、助教又は助手の職階に任じる。各職階の規準は別に定める。

2 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務職員)

第 55 条の 3 本学に事務職員を置く。事務組織は法人と合わせて別に定める。

第11章 教授会

(教授会設置)

第 56 条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するために教授会をおく。

2 教授会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(構成員)

第 57 条 教授会は、次の専任教職員をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。

①学長

②教授

③准教授

④講師

⑤助教

⑥事務局長

(審議事項)

第 58 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) そのほか教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(代議員会)

- 第 59 条 教授会はその定めるところにより、教授会に属する職員の一部で構成する代議員会を置くことができる。
- 2 教授会はその定めるところにより、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 3 前項の事項は、比較的軽微で緊急性がある場合に限るものとする。

第12章 図書館

(図書館設置)

第 60 条 本学の目的使命を達成するために図書館を設ける。

(運 営)

第 61 条 図書館の運営に関する規程は別にこれを定める。

第13章 厚生保健

(健康診断)

第 62 条 学生は、毎年定期及び臨時に健康診断を受けなければならない。

(学生課)

第 63 条 本学に学生課を設ける。学生課は学生の勉学上の指導連絡に当たるとともに諸種の相談並びに保健福祉の増進のを行う。

付則 この学則は平成13年4月1日から施行する。

・
・
・

付則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 教職課程授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	教職に関する専門科目	音楽教育学Ⅰ	2	
		音楽教育学Ⅱ	2	
		教育制度論	2	
		特別支援教育論	1	
		教育課程総論	2	
		総合的な学習の時間の指導法	1	
		特別活動の指導法	2	
		教育方法・技術	2	
		生徒指導の理論と方法	2	
		教職実践演習（中・高）	2	
		教育実習指導	1	事前・事後指導
		教育実習Ⅰ	4	中免・高免取得
		教育実習Ⅱ	2	高免取得
小 計		25		

別表2 音楽療法課程（1種）授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	音楽療法士1種に関する科目	音楽療法基礎理論Ⅰ	2	
		音楽療法基礎理論Ⅱ	2	
		臨床医学各論	2	
		臨床心理学Ⅰ	2	
		臨床心理学Ⅱ	2	
		音楽療法総合演習	2	
		障害児保育	2	
		介護概論	2	
		音楽療法実習指導	1	
		音楽療法実習A	6	
小 計		23		

別表3 音楽療法課程（2種）授業科目

授業科目の概要	授業科目の名称		単位数	備 考
	音楽療法士2種に関する科目	音楽療法基礎理論Ⅰ	2	
		音楽療法基礎理論Ⅱ	2	
		音楽療法演習（各論）	2	
		音楽療法演習（技法）	2	
		音楽療法総合演習	2	
		音楽療法実習指導	1	
		音楽療法実習B	2	
小 計		13		

別表4 ディプロマポリシー

<p><音楽学部> 下記の資質・能力を修得し、それらを総合的に活用できる人に学位（学士）を与える。 （学びに向かう力、人間性）（生涯学習）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽、文化、社会に対して、さまざまな角度から関心を持ち、生涯にわたって、自主的、自律的に学修することができる。 （知識） 2 音楽、文化、社会についての幅広い知識を身につけている。 （思考・判断） 3 音楽を通してものごとを多様な観点からとらえ、課題についてさまざまな角度から考察し、適切な判断をすることができる。 （技能） 4 音楽の実践的技能を身につけ個性豊かな表現や独創的な創作ができる。 （表現） 5 音楽に関する研究や調査の結果を、文章や創作物、演奏という形で表現できる。 （社会参加の意識） 6 大学で学んだことをもとに、地域社会の音楽文化の発展や福祉の進展に寄与する態度をもつ。 	
<p><音楽学科> 下記の資質・能力を修得し、それらを総合的に活用できる人に学位（学士）を与える。 （学びに向かう力、人間性）（生涯学習）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽、文化、社会に対して、さまざまな角度から関心を持ち、よりよい音楽表現を求めて、自主的、自律的に学び続けることができる。 （知識） 2 音楽、文化、社会を関連づけて理解し、専門分野に関する知識を身につけている。 （思考・判断） 3 音楽を通してものごとを多様な観点からとらえ課題解決に向かって、他者の意見を取り入れながら自らの考えを深め、適切な判断をすることができる。 （技能） 4 専門分野における確かな基礎力を身につけ、実践の場で活かすことのできる幅広い技能を備え、創造性豊かな表現や創作ができる。 （表現） 5 音楽に関する研究・調査の結果を踏まえ、自らの思いや意図・構想を専門分野の技能を用いて、内容が相手に伝わるように表現できる。 （社会参加の意識） 6 大学で学んだことをもとに、地域社会の音楽文化や福祉に関心を持ち、積極的に社会貢献をしようとする態度をもつ。 	<p><こども学科> 下記の資質・能力を修得し、それらを総合的に活用できる人に学位（学士）を与える。 （学びに向かう力、人間性）（生涯学習）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽、文化、社会などさまざまな角度から保育・幼児教育について関心を持ち、自主的、自律的に学び続けることができる。 （知識） 2 保育・幼児教育に関する専門的な知識とともに音楽、文化、社会などこどもの豊かな成長・発達に必要な幅広い知識を身につけている。 （思考・判断） 3 音楽を通してものごとを多様な観点からとらえ保育・幼児教育における課題について深く思考し適切な判断をすることができる。 （技能） 4 こどもの成長・発達を正しく理解し、個に応じた創造性豊かで適切な援助ができる技能を備えている。 （表現） 5 保育・幼児教育や音楽に関する研究・調査の結果を踏まえ、コミュニケーション力やパフォーマンス力を備えた豊かな表現ができる。 （社会参加の意識） 6 大学で学んだことをもとに、こどもを取り巻く社会や福祉に関心を持ち、積極的に社会貢献をしようとする態度をもつ。

別表5 カリキュラムポリシー

<p><音楽学部></p> <p>卒業の認定に関する方針に掲げる資質・能力を育成するために、下記の方針に従って、教育課程を編成・実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「基礎科目」「展開科目」「発展・応用科目」の3種類の科目群を配置する。 2 専門実技科目や教養科目の他に「教職に関する科目」「音楽療法に関する科目」「保育士養成に関する科目」を配置する。 3 演奏会、発表会および社会貢献活動などを自主的、主体的に計画・運営する機会を多く設ける。 	
<p><音楽学科></p> <p>卒業の認定に関する方針に掲げる資質・能力を育成するために、下記の方針に従って、教育課程を編成・実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「基礎科目群」「展開科目群」「発達・応用科目群」において個性豊かな表現や個に応じたきめ細やかな教育、音楽を用いた効果的な対人援助ができるような内容を編成する。 2 音楽性を高め、豊かな人間性を培う実技科目や教養科目とともに、指導者、対人援助者としての確かな専門性を身に付けるために、「教職に関する科目」「音楽療法に関する科目」を配置する。 3 音楽性や専門性を伸ばし、社会貢献の意識を高めるために、演奏会や発表会及びメディアや教育・療法の現場などでの多様な活動の場を設定する。 	<p><こども学科></p> <p>卒業の認定に関する方針に掲げる資質・能力を育成するために、下記の方針に従って、教育課程を編成・実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「基礎科目群」「展開科目群」「発達・応用科目群」において個に応じたきめ細やかな保育援助ができるような内容を編成する。 2 音楽性を高め、豊かな人間性を培う実技科目や教養科目とともに、保育者としての確かな専門性を身に付けるために、「教職に関する科目」「保育士養成に関する科目」を配置する。 3 音楽性を伸ばし、社会貢献の意識を高めるために、演奏会や発表会及び保育現場などでの多様な活動の場を設定する。

別表6 アドミッションポリシー

<p><音楽学部> 以下のような人を入学者として受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽を愛好し、社会における音楽の必要性や重要性を理解している人 2 自らの意志で行動し、自主的・自律的に学修することに意欲のある人 3 高等学校までの学習課程で、身につけなければならない基本的な知識・技能を身につけている人 4 大学での学修を通して、専門的な知識・技能、高度な思考力・表現力を修得することに意欲のある人 	
<p><音楽学科> 以下のような人を入学者として受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽文化を探究し、音楽のよさ、美しさを伝えることに興味や意欲のある人 2 音楽美を探究したり、音楽を用いて人と関わったりすることに、意欲をもって自ら学ぼうとする人 3 高等学校までに習得する基本的な知識・技能や音楽に関する基礎的な知識・技能を身につけている人 4 大学での学修を通して、次の力を習得することに意欲のある人 <ol style="list-style-type: none"> ①音楽表現や音楽教育・音楽療法に関する専門的な知識・技能 ②深く思考し、的確に判断する力 ③思いや意図を音や音楽、言葉を使つて的確に表現する力 	<p><こども学科> 以下のような人を入学者として受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こどもの音楽文化を探究し、音楽の美しさを伝えることに興味や意欲のある人 2 こどもが好きで、こどもと関わることに意欲をもって自ら学ぼうとする人 3 高等学校までに習得する基本的な知識・技能を身につけている人 4 大学での学修を通して、次の力を習得することに意欲のある人 <ol style="list-style-type: none"> ①保育に関する専門的な知識・技能 ②深く思考し、的確に判断する力 ③音楽や身体表現、言葉を使つて豊かに表現する力

別表7 アセスメントポリシー

<p>平成音楽大学においては、3つのポリシーに基づき教育の質の保証と不断の改善に取り組むために、次表のように、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの3段階で学生の学修成果等を査定・評価し、検証する方法を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機関レベル 学生の卒業・修了率、休・退学率、卒業・修了後の進路決定状況、各種アンケート調査結果から、学修成果の達成状況を検証する。 2 教育課程レベル 所定の教育課程における卒業要件達成状況（単位取得状況、GPA・成績分布状況、卒業研究等）、資格取得状況等から、学修成果の達成状況を検証する。 	段階	入学段階 アドミッション・ポリシーを満たすかどうか	在学中（単位認定） カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうか	卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうか
	機関レベル		<input type="checkbox"/> 退学率 <input type="checkbox"/> 休学率 <input type="checkbox"/> 学生生活満足度調査 <input type="checkbox"/> コンクール等参加・成績状況 <input type="checkbox"/> 課外活動状況	<input type="checkbox"/> 学位授与数 <input type="checkbox"/> 卒業・修了率 <input type="checkbox"/> 就職状況 <input type="checkbox"/> 学生生活満足度調査 <input type="checkbox"/> 卒業年次生意識調査
	教育課程レベル	<input type="checkbox"/> 各種選抜試験 <input type="checkbox"/> 調査書等の記載内容 <input type="checkbox"/> 面談、志願理由等	<input type="checkbox"/> GPA <input type="checkbox"/> 単位取得状況 <input type="checkbox"/> 成績分布 <input type="checkbox"/> 出席状況 <input type="checkbox"/> 学修ポートフォリオ <input type="checkbox"/> 授業評価アンケート <input type="checkbox"/> 学生生活満足度調査 <input type="checkbox"/> コンクール等参加・成績状況	<input type="checkbox"/> 学位授与数 <input type="checkbox"/> GPA <input type="checkbox"/> 単位取得状況 <input type="checkbox"/> 卒業演奏・卒業研究・卒業論文 <input type="checkbox"/> 資格・免許等取得状況 <input type="checkbox"/> 学修ポートフォリオ <input type="checkbox"/> 学生生活満足度調査

<p>3 科目レベル</p> <p>シラバスに示された到達目標に対する評価及び授業評価アンケート結果等から、授業科目毎の学修成果の達成状況を検証する。</p>	<p>授業科目レベル</p>		<p>○成績評価 ○単位取得状況 ○科目合格状況 ○成績分布 ○出席状況 ○授業評価アンケート</p>	
---	----------------	--	---	--